

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 令和5年5月10日

都道府県労働局長 殿

(ふりがな)、  
一般事業主の氏名又は名称

(ふりがな)  
(法人の場合) 代表者の氏名

主たる事業

住所

電話番号

一般事業主行動計画を(策定)・変更)したので、次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 常時雇用する労働者の数  人 (うち有期契約労働者 0人)
  - 〔男性労働者の数
  - 〔女性労働者の数
- 2. 一般事業主行動計画を(策定)・変更)した日 平成・(令和) 5年4月 1日
- 3. 変更した場合の変更内容
  - ① 一般事業主行動計画の計画期間
  - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容 (既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
  - ③ その他
- 4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成・(令和) 5年4月 1日 ~ 平成・(令和) 8年3月31日
- 5. 規定整備の状況
  - ① 有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度 (有)・(無)
  - ② 有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 (有)・(無)
- 6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日 平成・(令和) 5年5月31日
- 7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
  - ① インターネットの利用 (両立支援のひろば)・自社のホームページ・その他 ( )
  - ② その他の公表方法 ( )
- 8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
  - ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け
  - ② 書面の交付
  - ③ 電子メールの送信
  - ④ その他の周知方法 ( )
- 9. 次世代育成支援対策の内容 (第二面・第三面に記載すること)
- 10. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定(くるみん認定)の申請をする予定 (有)・(無)・(未定)
- 11. 次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定(プラチナくるみん認定)の申請をする予定 (有)・(無)・(未定)



一般事業主行動計画の担当部局名	本社
(ふりがな) 担当者の氏名	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> </span>

令和5年5月10日作成 社会保険労務士(東京都社会保険労務士会) 提出代行者 油 原 信

行動計画策定 指針の事項	次世代育成支援対策の内容として定めた事項
1 雇用環境の整備に関する事項  (1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備	ア 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
	イ 男性の子育て目的の休暇の取得促進
	ウ 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施
	エ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 (イ) 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知 (ウ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し (エ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 (オ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
	オ 育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするための、次のいずれか一つ以上の取組の実施 (ア) 女性労働者に向けた取組 ① 若手の女性労働者を対象とした、出産及び子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修 ② 社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組 ③ 育児休業からの復職後又は子育て中の女性労働者を対象とした能力の向上のための取組又はキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組 ④ 従来、主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を積極的に配置するための検証や女性労働者に対する研修等職域拡大に関する取組 ⑤ 管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修 (イ) 管理職に向けた取組等 ① 企業トップ等による女性の活躍推進及び能力発揮に向けた職場風土の改革に関する研修等の取組 ② 女性労働者の育成に関する管理職研修等の取組 ③ 働き続けながら子育てを行う女性労働者がキャリア形成を進めていくために必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職研修 ④ 育児休業等を取得しても中長期的に処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準及び人事評価制度の見直しに向けた取組
	カ 子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ア) 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限 (イ) 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度 (ウ) フレックスタイム制度 (エ) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度
	キ 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営
	ク 子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施
	ケ 労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入
	コ 希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施
	サ 子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施
	シ 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施
	ス 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
	セ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

	その他	(概要を記載すること)
② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備	ア	時間外・休日労働の削減のための措置の実施
	イ	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
	ウ	短時間正社員等の多様な正社員制度の導入・定着
	エ	テレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入
	オ	職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施
	その他	(概要を記載すること)
2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項	(1)	託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供
	(2)	地域において子どもの健全な育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
	(3)	子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施
	(4)	労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施
	(5)	若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進
	その他	(概要を記載すること)

一般事業主 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日まで

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業（産後パパ育休含む）、育児休業給付、産前産後休業および育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和5年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和5年4月～ 育児休業制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、直近の法改正に対応した就業規則の内容周知のための社内会議を行う。

<対策>

- 令和5年4月～ 社内会議で育児・休業規程を含めた就業規則の内容を周知する
- 令和5年4月～ 育児休業を取得する社員に対して、面談を行い休業に向けての課題を共有し、休業取得に向けた支援を行う

&lt;【育】様式第1号①(R5.4.1改正)&gt;

※欄は記載しないでください。

中小企業事業主のみ対象

記載例

## 両立支援等助成金(育児休業等支援コース(育休取得時))支給申請書

両立支援等助成金(育児休業等支援コース(育休取得時))の支給を受けたいので、次のとおり申請します。  
 なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

2023 年 8 月 1 日

東京

労働局長 殿

人事労務管理の機能を有する部署が属する  
 事業所(本社等)の所在地を管轄する労働局  
 に申請してください。

申請事業主

所在地

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇町1-2-3

名称

株式会社 両立商事

氏名

代表取締役 両立 太郎

代理人又は  
 事務代理者・提出  
 代行者の場合は以  
 下から選択してく  
 ださい。

所在地

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇町1-2-3

名称

◇川社会保険労務士事務所

氏名

社会保険労務士 ◇川 ◇郎

(代理人・事務代理者・  
 提出代行者)

連絡先

03-0000-0000

日本標準産業分類に基づき記入してください

1 申請事業主	①雇用保険適用事業所番号	1234-567890-1	②労働保険番号	12-678910-123			
	③申請月の初日において 常時雇用する労働者の数	45 人	④主たる業種 (日本標準産業分類の中分類を記入)	分類番号: 58 分類項目名: 飲食料品小売業			
	⑤資本の額若しくは出資の総額	4,000 万円					
	⑥記載担当者所属/役職	総務部人事課長	氏名	△田 △吉	連絡先 電話番号	03-0000-1111	連絡先メール アドレス(任 意)
2 本社等 を除く 事業所	No.	①事業所名	②所在地	③雇用保険適用事業所番号	④電話番号		
	1	ちよだ支店	東京都〇〇区〇〇町1-2-3	1234-567			
	2	みなと支店	東京都△△区△△町1-2-4	"	03-0000-2222		
	3	はるみ支店	東京都××区××町1-2-5	"	03-0000-3333		
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
10							

助成金の支給後、労働局からアンケートを実施することがあります。メールで対応可能な場合は、連絡先アドレスを記載してください(任意)。

雇用保険適用事業所番号が同じの場合は「//」の記号を入れるか、入力を省略してもかまいません。

※労働局処理欄には記入しないでください。

		決 裁 欄 等			
※労働局 処理欄	局長	部(室)長	担当	受 理 年 月 日	年 月 日
				受 理 番 号	第 号
				起 案 年 月 日	年 月 日
				支給(不支給)決定年月日	年 月 日
				決 定 番 号	第 号
				支 給 決 定 額	円
				通 知 書 発 送 年 月 日	年 月 日
備考					



**支給要件確認申立書 ( 両立支援等 助成金 )**

事業主記載事項	労働局・安定 所確認欄
1 法人名 : <input style="width: 150px;" type="text"/> 法人番号 : <input style="width: 100px;" type="text"/>	年 月 日
2 事業所名称 : <input style="width: 150px;" type="text"/>	確認
3 雇用保険適用事業所番号 : <input style="width: 100px;" type="text"/>	確認者 _____
<p>○ 以下の4から15までの事業活動等に係る状況について、「はい」「いいえ」のどちらかを○で囲んでください。後述の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。</p> <p style="margin-left: 20px;">・ 4から15までについて <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 10px;">はい</span> ・ いいえ</p> <p style="margin-left: 20px;">・ 「いいえ」がある場合の該当番号 _____</p>	( ↓労働局・安定所にてチェック )
4 平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがない、又は受けたことがあるが、当該不支給決定日又は支給決定取消日から3年を経過している。	<input type="checkbox"/>
5 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがない、又は受けたことがあるが、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過している。	<input type="checkbox"/>
6 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がない。	<input type="checkbox"/>
7 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の未納がない。	<input type="checkbox"/>
8 支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検されていない。	<input type="checkbox"/>
9 風俗営業等関係事業主でない。	<input type="checkbox"/>
10① 事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員でない。	<input type="checkbox"/>
② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていない。	<input type="checkbox"/>
③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給せず、又は便宜を供与しないなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力をせず、若しくは関与していない。	<input type="checkbox"/>
④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていない。	<input type="checkbox"/>
⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。	<input type="checkbox"/>
11 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行っていない又は行う恐れがある団体等に属していない。	<input type="checkbox"/>
12 倒産していない。	<input type="checkbox"/>
13 管轄労働局長が審査に必要な事項についての確認を行う際に協力すること、雇用関係助成金について不正受給を行った場合に労働局長が事業主名等を公表すること並びに、管轄労働局長が支給決定を取り消し、支給を受けた雇用関係助成金の返還を求めた場合に返還することに承諾する。	<input type="checkbox"/>
14 役員等の氏名、役職及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある書類を添付している。	<input type="checkbox"/>
15 「雇用関係助成金支給要領」に従うことに承諾する。	<input type="checkbox"/>
16 支給申請書等に事実と異なる記載又は証明を行っていない。	<input type="checkbox"/>



裏面にも記載事項があります。

令和5年8月8日

東京 労働局長 殿  
( 公共職業安定所長)

1 から 16 までの記載事項については、いずれも事実と相違ありません。また、1 から 16 までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を労働局 (安定所) が行う場合には協力します。

事業主 住所  電話番号   
 名称 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

代理人又は 住所 練馬区豊玉中 2-3-16 電話番号 090-7820-6280  
 社会保険労務士 名称 えがお社労士オフィス 登録番号 13140036  
 (提出代行者)・事 氏名  
 務代理者の表示) 代表 油原 信

※社会保険労務士が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に事業主の氏名等を、下欄に社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項又は同規則第 16 条の 3 の規定により氏名等を記載してください。また、代理人が事業主の申請を代わって行う場合、上欄に助成金の支給に係る事業主の氏名等を、下欄に代理人の氏名等を記載してください。社会保険労務士による申請の場合は登録番号を記載してください。

**【代理人又は社会保険労務士（以下「代理人等」という。）記載欄 ※事業主等が直接申請する場合は記載不要です】**

本助成金に関し、審査に必要な事項についての確認を労働局（安定所）が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為により申請事業主等が、本来受けることのできない助成金を受けた又は受けようとした場合であって、代理人等が故意に不正受給に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合を含む。）は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金（①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から①の納付の日まで、年 3% の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の 20% に相当する額の合計額を指す。以下について同じ。）を弁済すべき義務を負うこと、②代理人等に係る事務所（又は法人等）の名称、所在地、氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して 5 年間（取り消した日から起算して 5 年を経過した場合であっても、不正受給に係る請求金が全額納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、雇用関係助成金に係る代理人が行う申請又は社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請が受理されないことについて承諾します。

代理人又は 住所 練馬区豊玉中 2-3-16 電話番号 090-7820-6280  
 社会保険労務士 名称 えがお社労士オフィス 登録番号 13140036  
 (提出代行者)・事 氏名  
 務代理者の表示) 代表 油原 信

※代理人等が事業主の申請を代わって行う場合、代理人等の氏名等を記載してください。

社会保険労務士による申請の場合は登録番号を記載してください。

(別紙)

## 役員等一覧

法人名	
法人番号	
事業所名称	
雇用保険適用事業所番号	

役員等氏名 (漢字)	役員等氏名 (カナ)	役職	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

注1) 法人番号は、平成27年10月以降国税庁長官から本社等に通知された13桁の番号を記載してください。

注2) 「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等をいい、役員名簿等に記載がある者をいいます。

注3) 個人事業主の場合、事業主本人について記載ください(役職除く)。

注4) 役員等の就任中に氏名の変更等があった場合は、変更前の氏名(旧姓)も併記してください。



### 育休復帰支援プラン

計画策定日： 2023年 1月 18日

対象従業員 氏名		○山 ○子		
予定	出産予定日	2023年4月12日		
	産前休業開始日	2023年3月2日		
	育児休業（産後パパ育休）取得期間	2023年6月8日～2024年11月30日		
実績	出産日	2023年4月12日		
	産前休業開始日	2023年3月2日		
	育児休業（産後パパ育休）開始日	2023年6月8日		
育休取得・職場復帰に関する確認事項	育児休業等に関する個別の周知状況（義務）	対象従業員に説明した日	2023年 1月 8日	
	育児休業等に関する意向確認（義務）	意向確認日	2023年 1月 13日	
	職場の状況	代替要員の確保が難しい・シフト制（土日勤務・夜勤あり）である ・所定外労働が多い・体力を要する仕事を中心である ・作業手順等の変更が多い ・その他（ ）		
	対象従業員の状況	女性従業員 ・ 男性従業員 ・ 役職者 ・ 有期雇用労働者 専門性の高い職種 ・ その他（ ）		
取組計画				取組状況確認日
取組期間	取組内容			
① 2023年1月	・対象従業員の業務棚卸しを行い、省略・廃止できる業務を洗い出す ・また、職位上位者に委ねる業務、周囲の従業員に広く分担させる業務、対象従業員の育休中は一旦保留しておくことのできる業務に振り分ける			2023/2/5
2023年1月～ 2023年2月	・新たに業務を分担する従業員が、対象従業員が休業に入るまでの間に業務を引き継ぐことができるよう、引き継ぎ計画を作成し、引き継ぎを行う。 ・並行して、当該担当者の負荷が過重とならないよう、既存業務の一部を停止する。			2023/2/24
② 2023年3月～ 2023年11月 (休業中)	休業中の従業員に対して、職場の状況や業務内容の変更などの情報提供を継続的に行う。			

助成金の対象となるためには、次の記載が必要です。

①業務の整理・引き継ぎに関する措置

②育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供に関する

3 2 8 5 0

(R5. 4. 1)

支払方法・受取人住所届

①事業所番号  
[Redacted]

②金融機関名称 [Redacted] 店舗名称 [Redacted]

③口座の種類 ④金融機関コード 店舗コード 口座番号  
 2 1:普通 5:通知 2:当座 6:別段 [Redacted] ゆうちょ銀行以外の場合

記号 [Redacted] - 番号 [Redacted] ゆうちょ銀行の場合

⑤支払方法  
1 1:振込 2:送金

⑥口座名義(漢字) [Redacted]

⑦口座名義(カナ) [Redacted]

⑧受取人郵便番号 [Redacted]

⑨受取人住所 [Redacted]

上記のとおり届け出ます。  
 令和 5 年 8 月 9 日

東京 労働局長 殿  
 ( [Redacted] 公共職業安定所長)

※申請者が代理人の場合、右上欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名を記入し、右下欄に代理人の住所、名称及び氏名を記入してください。  
 申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同規則第16条の3に規定する事務代理者の場合、右上欄に事業主の住所、名称及び氏名を記入し、右下欄に提出代行者又は事務代理者の住所、名称及び氏名を記入してください。

事業主	住所	[Redacted]
	名称 氏名	[Redacted]
代理人 又は 社会保険労務士 (提出代行者・事務代理者の提示)	住所	〒176-0013 練馬区豊玉中2-3-16 TEL 090-7820-6280
	名称	えがお社労士オフィス
	氏名	代表 油原 信

※決裁欄	局長	部長	課長	課長補佐	職業指導官	係長	担当
		所長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	職業指導官	担当